

公的情報基盤（ベース・レジストリ）の整備に向けた「地番」情報の取扱いについて

令和3年8月27日

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
内閣官房地理空間情報活用推進室
総務省・法務省・農林水産省
個人情報保護委員会事務局
内閣府規制改革推進室

公的情報基盤（ベース・レジストリ）の整備は、デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）等においても推進の必要性が記され、デジタル社会における重要な課題となっている。

ベース・レジストリの整備にあたっては、各所が保有するデータの共有、活用等が重要である一方、各情報の個人情報該当性についても配慮し、取扱い方法の検討を行う必要がある。土地・地図情報の整備にあたり重要な情報の1つである「地番」については、第7回成長戦略ワーキング・グループ（令和3年3月24日）¹の議論を踏まえ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）の適用関係について以下のとおり整理し、当面これに従い個人情報の保護、行政機関における利用・提供を行うものとする。

なお、地番以外の情報についても、当面以下の整理を参考のうえ取扱いを順次検討していくことが望ましい。また、中長期的な課題として、ベース・レジストリの整備を目的とする場合の情報の取扱いについて、一般化した基準²を作ることも検討の必要がある。

地番情報の取扱いについて

1. 個人情報該当性について

（1）行個法における整理

「地番（※）」は、それ単体では特定の個人を識別することはできないものの、不動産登記情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することが可能であることから、少なくとも「地番」や「地番」が含まれる「地図」の情報を保有する行政機関が当該「地番」と不動産登記情報とを照合可能な状態で保有している場合には、当該「地番」情報は、行個法第2条第2項の「個人情報」及び同条第5項の「保有個人情報」に該当すると解される。

¹ <https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20210324/agenda.html>

² 行個法第8条第2項第4号の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」への該当性の整理等。

(※) 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 35 条に基づき、登記所により一筆の土地ごとに付されている番号（同法第 2 条第 17 号）

(2) 個人情報保護法における整理

事業者が「地番」を保有している場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）において、次のとおり整理される³。

「地番」は、それ単体では特定の個人を識別することはできないものの、「地番」情報を保有する者において、他の情報と容易に照合すること⁴ができ、それにより特定の個人を識別することができる場合には、「地番」情報及び当該「他の情報」による情報全体として同法第 2 条第 1 項の「個人情報」(※)に該当する。

なお、「地番」と他の情報とを組み合わせた情報全体として「個人情報」に該当するか否かについては、いかなる情報を「地番」に組み合わせているかに応じ、個別の事例ごとに判断することとなる。

(※)「個人情報」とは、そもそも「生存する個人に関する情報」であることが必要条件となっており、このような情報が含まれていない場合には、その個人情報該当性は否定される。

2. 行政機関における目的外利用・提供について

行個法第 8 条では、第 1 項において行政機関の長に対し、保有個人情報の本来の利用目的以外の目的のための利用及び提供を禁じ、同項の「法令に基づく場合」又は第 2 項各号（本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときを除く。以下同じ。）においてその例外を定めている。

(1) 行政機関内における目的外利用・他の行政機関等への提供について

地番情報の本来の利用目的以外の目的のための利用や提供が行個法第 8 条第 1 項の「法令に基づく場合」又は同条第 2 項第 2 号（地番情報を保有する行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で地番情報を内部利用し、かつ、その利用について「相当な理由」のあるとき）・第 3 号（地番情報の提供を受ける他の行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で地番情報を利用し、かつ、その利用について「相当な理由」のあるとき）に該当する場合、例えば、法務省は、「不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するため」（不動産登記法第 1 条）という本来の利用目的以外の目的のために、地番情報を内部で利用し、又は他の行政

³ 個人情報保護法は、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めるものであり（同法第 1 条参照）、行政機関が保有する個人情報に係る取扱いを定めるものではないが念の為、ここで注記する。

⁴ 事業者内部において、当該事業者が保有する特定の個人を識別することができる情報とともに参照することが可能な場合（顧客 ID による紐づけ等）を指す。

機関等へ提供することが可能となる。

なお、行個法第8条第2項第2号に規定する「法令の定める所掌事務の遂行」及び同項第3号に規定する「法令の定める事務又は業務の遂行」については、各府省庁の設置法も当該「法令」に含まれるものである。

(2) 他の行政機関等以外の者への提供（公表を含む。）について

上記（1）のとおり、ある行政機関から他の行政機関等に対する地番情報の提供については、行個法第8条第1項の「法令に基づく場合」又は同条第2項第3号（地番情報の提供を受ける当該他の行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で地番情報を利用し、かつ、その利用について「相当な理由」のあるとき）に該当することが必要であるが、同号の「相当な理由」があるといえるためには、前提として、当該行政機関から地番情報の提供を受けた当該他の行政機関等による地番情報の活用が行個法上適法であることが求められると考えられる。

この点、例えば、ベース・レジストリの枠組みにおいては、法務省が、その保有する地番情報を他の行政機関等に提供した後、当該他の行政機関等において当該地番情報を当該他の行政機関等以外の者へ提供すること（広く一般に公表することを含む。）が想定されているところ、当該他の行政機関等による地番情報の提供が行個法第8条第1項の「法令に基づく場合」又は同条第2項第4号に該当する場合には、当該他の行政機関等は、本来の利用目的以外の目的のために地番情報を当該他の行政機関等以外の者へ提供することが可能となる。

そして、当該他の行政機関等において地番情報を当該他の行政機関等以外の者へ提供することが行個法第8条第1項の「法令に基づく場合」又は同条第2項第4号に該当する場合において、その利用について合理性が認められるときは、法務省がその保有する地番情報を当該他の行政機関等に提供することについて、同項第3号の「相当な理由」があるといえる。

なお、行個法第8条第2項第4号の「特別の理由」については、本来行政機関において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当な理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨で設けられており、具体的には、①行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、及び③情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であることが認められるなど、まさに特別の理由が必要とされる。なお、同項第4号については、同項第3号の場合に匹敵するような公益性のある事務事業であって、当該保有個人情報の提供が当該事務事業の遂行のために不可欠な場合が念頭に置かれている。

【例外規定の適用の例：法務省から農林水産省への、不動産登記簿の「地番」情報の提供及び農林水産省による「地番」情報の利用】

○農林水産省における使用目的

現在、農地に係る各種台帳（農地台帳、水田台帳、筆ポリゴン等）は、農業委員会、地域農業再生協議会、農林水産省（本省）において個別に作成・管理されているため、農業者等は、許可や補助金、保険金等の申請に際して、自身の農地情報を添付資料として利用する場合には、市町村、都道府県、農業委員会、地域農業再生協議会、農業共済組合といった審査機関（以下「審査機関」という。）にそれぞれ申請する必要が生じており、また、審査機関はそれぞれ各自の台帳を更新する作業や、申請内容の確認のための現地確認に労力や時間を割く状況となっている⁵。この課題を解消するため、農林水産省では、各種台帳に記録されている情報を1つの地図上で一元的に管理できるよう、デジタル地図の技術を活用した「農林水産省地理情報共通管理システム」（通称：eMAFF 地図）を整備し、これを「農林水産省共通申請サービス」（通称：eMAFF）⁶における申請等に活用することを目指している。また、農地情報を活用した民間の営農支援サービス（ほ場管理やドローンでの農薬散布等を受託するなどして農業者等を支援するサービスをいう。以下同じ。）と eMAFF との間において、農業者等が提出した農地に関する情報を連携することにより、当該情報の再提出を不要とするなど、官民間のワンスオンリーを実現し、農業者等の利便性の向上を図るため、eMAFF 及び eMAFF 地図内の情報は、本人の同意の上で、官民でデータ連携することも検討している。

そこで、法務省から不動産登記簿の地番情報⁷の提供を受け、以下の5点で活用したいと考えている。

- ① 農林水産省においてデジタル地図を作成して eMAFF 地図を整備するに当たり、台帳間の同一農地を特定し、同一の土地識別番号として地番を付する⁸ために、地

⁵ 農地台帳は不動産登記簿の地図を基本として作成・管理をしているところ、農業委員会が税務部局から地番情報が付された「地番図」を入手し更新している場合もある。水田台帳は主に農地台帳を基本として、地域農業再生協議会が地域の農作物の作付状況を把握するために利用しており現地確認、農業者の申請等により更新している。筆ポリゴンは農林水産省が衛星画像から作成し、更新している。

⁶ 農業者等が自分のスマートフォンやタブレット、パソコンから補助金等の申請が行えるシステム

⁷ この他にも法務省から農林水産省に情報提供を行う事項（例えば区画情報、緯度経度情報、地目情報等）があるが、本資料は地番情報に特化して整理し、これらの事項は本ペーパーの射程外とする。なお、不動産登記簿上の地番以外の地図に係る情報（区画情報、緯度経度情報、地目情報等）は、これらの情報単体では個人情報に該当しないほか、地図情報との組合せ（例えば地図情報と区画情報）によっても不動産登記法に基づく登記事項証明書の交付請求（同法第119条第1項）によっても個人を識別することはできないため個人情報に該当しないと考えられる。

⁸ デジタル地図上のある区画の農地（「農地A」とする）に表示される情報は、当然各種台帳における農地Aについての情報でなければならないが、水田台帳を基とする情報だけ農地Aと異なる農地B

番情報を同省内部で利用すること

- ② 農林水産省から審査機関へ不動産登記簿の地番情報を提供し、地番情報を審査機関内部で利用（オンライン申請に係る現地確認を含む審査の実施、各種台帳の情報の更新⁹⁾）すること及び審査機関のうち農業委員会においては農地法に基づき地番を公表（農地台帳及び農地に関する地図の公表が義務付けられており、これらを参照することにより地番情報を把握することが可能。）すること
- ③ eMAFFにおいて農地に係る申請を行う者（代理申請を行う者を含む。）（以下「申請者等」という。）がオンライン申請を行う際、申請画面においてeMAFF地図上の行政手続に係る農地をクリックすると、地番情報が当該申請画面の該当項目に自動入力される仕様とすること
- ④ 農林水産省が、地番情報が付されたデジタル地図をインターネット上や地域農業の話し合いの場で公表すること
- ⑤ 農林水産省が、申請者等の同意を得て、その所有する農地について、民間の営農支援サービスを行う第三者（銀行や営農支援事業者、スマート農機事業者等）に地番情報を提供し、官民間でデータ連携を行うこと

○行個法第8条の規定との関係の整理

前提として、現在、地番情報については不動産登記簿上で公示されており、不動産登記法に基づく登記事項証明書の交付請求により把握することができるほか、地番を含む農地台帳及び農地に関する地図が農地法に基づき既に公表されており¹⁰⁾、また、一般財団法人民事法務協会がウェブ上で提供する登記情報提供サービス¹¹⁾においても住宅地図からおおよその地番を検索する「地番検索サービス」が提供されている。さらに、①については農林水産省内部における台帳の一元的な整理に必要な限度での利用がされるに過ぎないこと、②については農林水産省がその所掌事務の遂行として審査機関に地番情報を提供し、それが審査機関内部における審査や現地確認に必要な限度での利用がされるに過ぎず、又は法令（農地法）に規定された

の情報が誤って表示されるということはない（台帳間の同一農地の特定）。農業者等が農地Aの情報を見るためにIDを用いてシステムを見たとき、そのIDとそれぞれの台帳における農地Aの情報が結びついていなければならない（いわゆる「紐づけ」）。紐づけ作業をするに当たっては、各種台帳の農地Aについて、農地Aであることが分かる何らかの指標が必要となる。その際、ほぼ全ての土地に付されている指標として「地番」があげられ、農林水産省としては紐づけ作業に「地番」を活用したいと考えているところ（同一の土地識別番号としての地番の活用）。

⁹⁾ 農地法第51条の2第2項に基づき、都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で農地に関する情報の提供を求めることができることとなっている。

¹⁰⁾ 農地法第52条の3に基づき、農地台帳及び農地に関する地図を公表することとなっており、全国農地ナビにおいてこれらを公表している。そのため、全国農地ナビを参照することにより地番を把握することができることとなっている。

<https://www.alis-ac.jp/>

¹¹⁾ <https://www.touki.or.jp/>

業務の遂行として公表されるものであること、③については既に運用されている「地番検索サービス」と同様の仕組みによる地番情報の活用を想定していること、④については農地法に基づき既に公表されている情報を超えた情報をインターネット上や地域の話し合いの場で公表することは予定していないこと、⑤については本人の同意を得た上での活用であることから、これらのことに鑑みれば、上記①～⑤の活用によって「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれ」（行個法第8条第2項ただし書）はないと考えられる。

そして、法務省が保有する地番情報を農林水産省に提供し、農林水産省がこれを上記①～⑤のとおり活用するに当たっては、法務省から農林水産省への提供については、当該提供に係る「法令」（行個法第8条第1項）の規定が存在しないため、同条第2項第3号（農林水産省が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で地番情報を利用し、かつ、その利用について「相当な理由」のあるとき）に該当することが必要である。

さらに、この「相当な理由」があるといえるためには、前提として、農林水産省による上記①～⑤の活用行為が行個法上適法であること、具体的には、同条第1項の「法令に基づく場合」又は第2項各号のいずれかに該当することが必要であり、当該活用行為がこれらに該当する場合において、その利用について合理性が認められるときは、法務省がその保有する地番情報を当該他の行政機関等に提供することについて、同項第3号の「相当な理由」があると考えられる。

上記①の活用（農林水産省内部で台帳間の同一農地を特定して地番を付すこと）において、農林水産省が農地に関する各種台帳上の情報を整理・管理し、デジタル地図を作成してeMAFF地図を整備することについては、農地に関する行政手続（農地に関する売買・賃借等の権利移動関係手続、農業経営の安定等のための各種交付金・補助金（経営所得安定対策や日本型直接支払（中山間地域等直接支払交付金等）に係る交付金等）の申請手続、農業共済関係手続等をいう。以下同じ。）のオンライン申請の容易化を図るとともに、これらの行政手続の審査機関における農地情報の管理の効率化（農地制度における農地情報の一元的な管理の実現）に資するものとして、農林水産省設置法（平成11年法律第98号）第4条第25号、第29号、第30号、第33号、第40号に規定されている所掌事務の遂行であって、当該所掌事務の遂行に必要な限度で農林水産省内部において地番情報を利用するものであり（行個法第8条第2項第2号）、さらに、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において「農地情報の一元的管理を検討し、実行する。」とされていることやデジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）において「農地台帳、水田台帳などの農地の現場情報を統合」することとされていることから、その利用については同号の「相当な理由」もあると考えられる。

そして、①の活用との関係において、法務省がその保有する地番情報を農林水産

省へ提供することについては、上記のとおり、農林水産省において①の活用をすることは、農林水産省設置法第4条第25号、第29号、第30号、第33号、第40号に規定されている事務の「遂行に必要な限度」で地番情報を利用するものであり（行個法第8条第2項第3号）、かつ、当該活用は上記のとおり同項第2号の要件を満たす行為であること、また、当該活用は上記の閣議決定に基づく施策として行われるものであり、さらに、地番は、登記事項証明書や登記情報提供サービス、農地法に基づく農地台帳及び農地に関する地図において公示・公表されているものの、いずれも利活用可能なデータ形式で公表されているものではなく、また、農地法上、農林水産省が農業委員会に対して情報の提供を求めることができる旨の規定も存在しないため、農林水産省が最新かつ正確な地番情報を効率的に取得するためには法務省から利活用可能な形式で情報の提供を受ける必要があるため、その利用について合理性があると認められることから、同項第3号の要件を満たすものと考えられる。

上記②の活用（農林水産省から審査機関へ地番情報を提供し、審査機関で内部利用すること及び農業委員会が農地法に基づき公表すること）のうち、まず、農林水産省から農業委員会へ地番情報を提供することについては、農地法第51条の2第2項に基づくものとして、行個法第8条第1項の「法令に基づく場合」に該当し、次に、農林水産省から提供を受けた農業委員会が農地台帳の情報更新のために同委員会内部において地番情報を利用し又は一般に公表することについては、農業委員会は地方公共団体に置かれる機関であり各団体の条例の規律に従うこととなり、行個法の適用対象外ではあるが、行個法の規定を前提とすれば、農地法第52条の2及び第52条の3第1項に基づくものとして、行個法第8条第1項の「法令に基づく場合」に該当するものと考えられる。

また、農林水産省から農業委員会を除く審査機関へ地番情報を提供し、農業委員会を除く審査機関内部で利用することについては、(i) 食料・農業・農村基本計画において「農業関係情報の二次利用可能な形での公開（オープンデータ化）、デジタル地図を用いた農地情報の効果的な活用方法を検討し、実行する。」こととされており、また、デジタル・ガバメント実行計画においても「デジタル地図を活用して、農地の利用状況の現地確認等の業務の抜本的な効率化・省力化等を図る」こととされているなど、これらの閣議決定に基づく施策として行われるものであることから、行政機関以外の者に提供する場合であっても、行政機関に提供する場合と同程度の公益性があり、(ii) 地番は、農業委員会を除く審査機関がその業務を実施するために、申請者等からの申請により農業委員会を除く審査機関でも保持している情報であるが、農林水産省から地番の提供を受けなければ農業委員会を除く審査機関が地番情報を一括して収集することは著しく困難であるとともに、審査機関が、農林水産省が法務省から提供を受けた地番情報の提供を受けることにより最新かつ正確

な地番情報を効率的に把握することができることとなること、(iii) 地番は登記事項証明書や登記情報提供サービス、農地法に基づく農地台帳及び農地に関する地図において公示・公表されているものの、いずれも利活用可能なデータ形式で公表されているものではないため、農林水産省から一定のデータ形式で情報の提供を受けなければ、各機関が②の活用を行うための各種台帳情報の更新や現地確認等の業務に必要・有用な地図を整備することが困難であることから、行個法第8条第2項第4号の「特別の理由」があると考えられる。

そして、②の活用との関係において、法務省がその保有する地番情報を農林水産省に提供することについては、農業委員会との関係では、当該活用は、上記のとおり農地法の規定に基づくものであり、行個法第8条第1項の「法令に基づく場合」を満たす行為であること、また、農業委員会を除く審査機関との関係では、農林水産省において②の活用をすることは、農地に関する行政手続の審査機関による現地調査及び農地情報の管理（更新等）を効率化する観点から、農林水産省設置法第4条第25号、第33号、第40号に規定されている事務の「遂行に必要な限度」で地番情報を利用するものであり（行個法第8条第2項第3号）、かつ、当該活用は、上記のとおり行個法第8条第2項第4号の要件を満たす行為であること、また、当該活用は上記の閣議決定に基づく施策として行われるものであり、さらに、上記のとおり、農林水産省が最新かつ正確な地番情報を効率的に取得するためには法務省から利活用可能な形式で情報の提供を受ける必要があるため、その利用について合理性があると認められることから、同項第3号の要件を満たすものと考えられる。

上記③の活用（農林水産省から ID パスワードを付与された者自身が申請時に農地をクリックすることによって、その地番情報が自動入力されること）において、農林水産省が当該自動入力を可能とすることについては、申請者等がその所有する農地について行う申請との関係では、少なくとも本人に地番情報を提供するものであり、行個法第8条第2項第1号の要件を満たすものと考えられる一方、申請者等がその所有していない農地について行う申請との関係では、(i) 食料・農業・農村基本計画において「行政手続にかかる農業者等の負担を大幅に軽減し、経営に集中できるよう、…デジタル地図を用いた農地情報の効果的な活用方法を検討し、実行する。」こととされており、また、デジタル・ガバメント実行計画においても「2021年度（令和3年度）からは、eMAFFの基盤を強化しつつ、…オンライン化を着実に進め、2022年度（令和4年度）までにオンライン化率100%を目指す」こと及び「デジタル地図を活用して、農地の利用状況の現地確認等の業務の抜本的な効率化・省力化等を図る」こととされているなど、これらの閣議決定に基づく施策として行われるものであることから、申請者等にその所有しない農地の地番情報を提供する場合であっても、行政機関に提供する場合と同程度の公益性があるといえること、(ii) 地番は登記事項証明書や登記情報提供サービス、農地法に基づく農地台帳及び

農地に関する地図において公示・公表されているものの、③の活用によらなければ、申請者等において、農地に係る各種のオンライン申請を行うに当たって、システム上で自動入力可能な形で地番情報を収集することは著しく困難であること、さらに、(iii)申請者等による各種申請の際にeMAFF地図上の農地をクリックさえすれば、農地に関する各種台帳上の情報を参照しなくても最新かつ正確な地番情報が自動入力されるという状態としなければ、eMAFFによる申請者等の利便性向上を達成することが困難であることから、これらにより、③の活用には行個法第8条第2項第4号の「特別の理由」があると考えられる。

そして、③の活用との関係において、法務省がその保有する地番情報を農林水産省へ提供することについては、農林水産省において③の活用をすることは、農地に関する行政手続のオンライン申請をより容易にする観点から、農林水産省設置法第4条第25号、第29号、第30号、第33号、第40号に規定されている事務の「遂行に必要な限度」で地番情報を利用するものであり（行個法第8条第2項第3号）、かつ、当該活用は上記のとおり同項第1号及び第4号の要件を満たす行為であること、また、当該活用は上記の閣議決定に基づく施策として行われるものであり、さらに、上記のとおり、農林水産省が最新かつ正確な地番情報を効率的に取得するためには法務省から利活用可能な形式で情報の提供を受ける必要があるため、その利用について合理性があると認められることから、同項第3号の要件を満たすものと考えられる。

上記④の活用（地番情報が付されたデジタル地図をインターネット上や地域農業の話し合いの場で公表すること）において、農林水産省がインターネット上や地域農業の話し合いの場で地番情報を一般に公表することについては、(i)食料・農業・農村基本計画において「農業者等との直接的な情報提供・収集、…農業関係情報の二次利用可能な形での公開（オープンデータ化）、デジタル地図を用いた農地情報の効果的な活用方法を検討し、実行する。」こととされており、また、デジタル・ガバメント実行計画においても「デジタル地図を活用して、農地の利用状況の現地確認等の業務の抜本的な効率化・省力化等を図る」こととされているなど、これらの閣議決定に基づく施策として行われるものであることから、行政機関に提供する場合と同程度の公益性があるといえること、(ii)地番情報が付された地図としては、現在も、全国農業会議所が「全国農地ナビ（農地情報公開システム）」で農業委員会が整備している農地台帳及び農地に関する地図を公表しており、当該地図上で任意の農地を選択することにより当該農地の地番等の情報を確認することが可能ではあるものの、情報の更新が停滞しているため最新の農地情報を確認することができず、また、区画（ポリゴン）情報まで確認することができる農地は一部に限られていることなどから、④の活用によらなければ、農業者等において、地番等の農地に関する最新かつ正確な情報が紐付けられた地図を収集することは著しく困難であ

ること、さらに、(iii) 同様の理由から、農林水産省が①の活用として作成したデジタル地図を利用しなければ④の活用を実現することが困難であり、本施策の遂行に支障が生じることとなることから、これらにより、④の活用には行個法第8条第2項第4号の「特別の理由」があると考えられる。

そして、④の活用との関係において、法務省がその保有する地番情報を農林水産省に提供することについては、農林水産省において④の活用をすることは、地番等の農地に関する最新かつ正確な情報が紐付けられた地図と農業者等の情報等とを組み合わせた上でそれをインターネット上でも利用可能とすることで地域農業の担い手の円滑な経営継承に向けた話し合いを促進するなど、農地の権利移動その他農地関係の調整を円滑にする観点から、農林水産省設置法第4条第29号及び第30号に規定されている事務の「遂行に必要な限度」で地番情報を利用するものであり（行個法第8条第2項第3号）、かつ、当該活用は上記のとおり同項第4号の要件を満たす行為であることに加え、上記の閣議決定に基づく施策として行われるものであり、さらに、上記のとおり、農林水産省が最新かつ正確な地番情報を効率的に取得するためには法務省から利活用可能な形式で情報の提供を受ける必要があるため、その利用について合理性があると認められることから、同項第3号の要件を満たすものと考えられる。

上記⑤の活用（申請者等の同意を得て第三者にその所有する農地の地番情報を提供すること）については、農林水産省において行個法第8条第2項第1号に基づき地番情報を第三者に提供するものである。

そして、⑤の活用との関係において、法務省がその保有する地番情報を農林水産省に提供することについては、農林水産省において⑤の活用をすることは、民間の営農支援サービスと eMAFF との間における農地情報の連携によるワンズオンリーの実現を通じて、当該サービスをより活用しやすくするなど、農業者等の利便性の向上や農業経営の改善等の容易化を図る観点から、農林水産省設置法第4条第25号に規定されている事務の「遂行に必要な限度」で地番情報を利用するものであり（行個法第8条第2項第3号）、また、当該活用は上記のとおり同項第1号の要件を満たす行為であること、さらに、デジタル・ガバメント実行計画においては、デジタル・ガバメントの実現のためのグランドデザインとして、全府省を対象に、「多様な主体がデジタル技術を介して協働するとともに、官民を問わず、あらゆるデータやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会を実現するために、将来的な行政サービスの在り方を見据えつつ、それを実現するための仕組みを考えた上で、情報システムを実装することが重要である。」との指摘がされているところ、当該記載は eMAFF 地図の整備にも当てはまるものであり、さらに、上記のとおり、農林水産省が最新かつ正確な地番情報を効率的に取得するためには法務省から利活用可能な形式で情報の提供を受ける必要があるため、その利用について合理性が

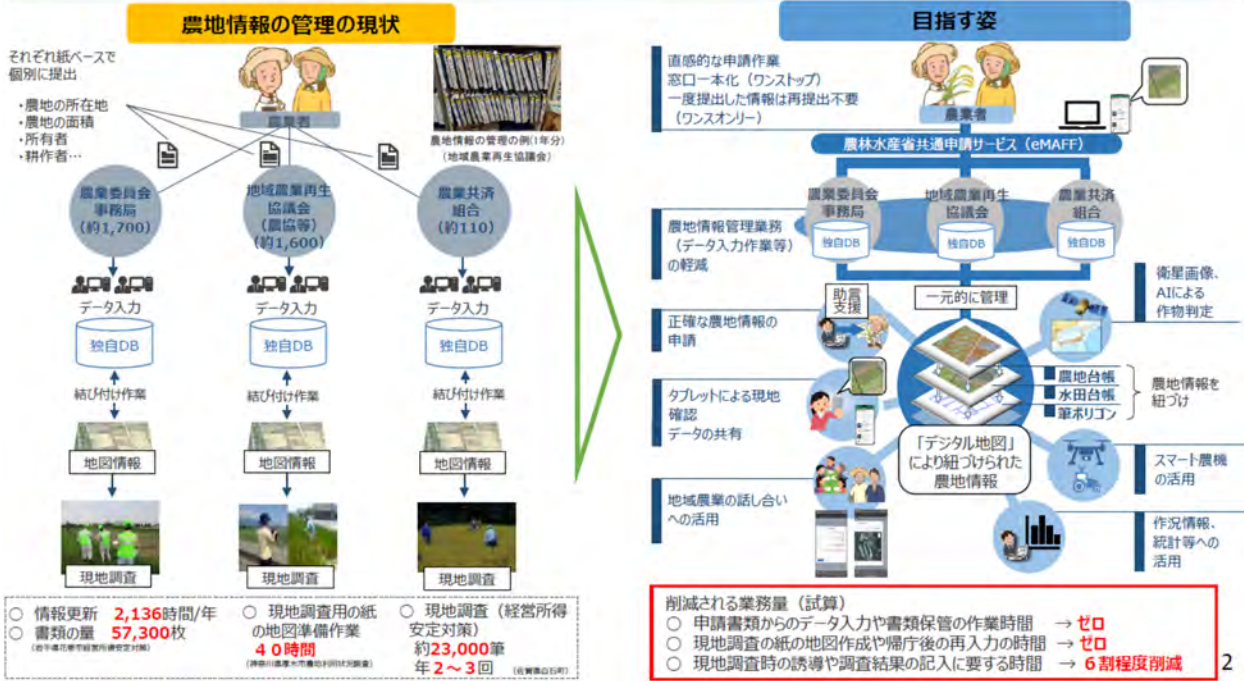
あると認められることから、同項第3号の要件を満たすものと考えられる。

以上

【参考】 eMAFF とデジタル地図を活用した農地情報の一元管理（第7回成長戦略WG資料より）

eMAFFとデジタル地図を活用した農地情報の一元管理

- 農地情報は、**機関ごとにバラバラに収集・管理**されているため、農業者は申請に必要な情報を機関ごとに**都度申告**しなければならず、地方自治体職員も**現地確認や農地情報の更新・整合性確保に多大な労力**。
- eMAFFとデジタル地図を組合せ、**現場の農地情報を統合し、一元的に管理**できる農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF地図）の開発に本格着手。



【参照条文等】

○デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

4.1 デジタル・ガバメントの実現のためのグランドデザイン（◎内閣官房、◎総務省、全府省）

多様な主体がデジタル技術を介して協働するとともに、官民を問わず、あらゆるデータやサービスが有機的に連携し、新たなイノベーションを創発する社会を実現するために、将来的な行政サービスの在り方を見据えつつ、それを実現するための仕組みを考えた上で、情報システムを実装することが重要である。そのためには、中長期的に実現すべき行政サービス像、それを実現するために必要な標準的な業務及び情報システム、統一的な政府情報システムの将来的な在り方、既存業務及び情報システムの移行、データの標準化、情報システム間の互換性、円滑な情報連携、高度な情報セキュリティ対策等についての方針が明確になっていることが重要である。

（略）

4.8 行政保有データのオープン化、行政データ連携の推進

4.8.1 ベース・レジストリ整備の推進（◎内閣官房、全府省）

行政手続のワンズオンリーを実現するなど社会全体の効率性の向上を図るとともに、スマートシティなどの新しいサービスの創出を図るためには、マイナンバーや

地理空間情報など社会全体の基盤となるデータを整備・活用することが必要である。それにより、情報の更新漏れの防止等によるデータの信頼性が高くなり、社会全体での安心感にもつながっていく。そこで、まずは喫緊の課題として整備すべきベース・レジストリを、「公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース」と定義し、その整備を推進することとする。

(略)

別紙1 オンライン化等を実施する行政手続等

I 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

23. 農林漁業者等に係る農林水産省関係手続（◎農林水産省）

農林漁業者等に係る農林水産省が所管する行政手続（補助金等の申請を含む。）について、2019年度（令和元年度）から2年間で、農林漁業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、オンラインによる申請等を受け付ける「農林水産省共通申請サービス」（eMAFF）の整備を進めており、農業経営改善計画の認定の申請、経営所得安定対策・水田活用の直接支払交付金の交付申請など一部の手続についてはオンライン申請が可能になっている。2021年度（令和3年度）からは、eMAFFの基盤を強化しつつ、他の行政手続についてもオンライン化を着実に進め、2022年度（令和4年度）までにオンライン化率100%を目指す（対象手続の詳細については、2020年度（令和2年度）末に取りまとめ予定の「行政手続等の棚卸調査」などにおいて示す。）。

オンラインによる申請等における本人確認の方法については、GビズID（法人共通認証基盤）を活用して、ID・パスワード方式による本人確認を実施する。

申請等の際に手数料を求めている手続について、オンラインによる納付を可能とするとともに、オンラインで申請等する場合の手数料の減額を検討する。

申請等の際に添付を求めている登記事項証明書（商業法人）について、2020年（令和2年）10月から法務省が運用開始した、登記情報を連携する仕組みを利用することによって、2021年度（令和3年度）から順次、添付の省略を図る。

eMAFFの利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳などの農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の業務の抜本的な効率化・省力化等を図るため、「農林水産省地理情報共通管理システム」を開発し、2022年度（令和4年度）からの運用開始を目指す。

KPI：オンライン利用率（2025年度（令和7年度）：60%）

○食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）

第3の2.（7）

② 農業施策の展開におけるデジタル化の推進

農業現場と農林水産省が切れ目なくつながり、行政手続にかかる農業者等の負担を

大幅に軽減し、経営に集中できるよう、法令や補助金等の手続をオンラインでできる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の構築や、徹底した行政手続の簡素化の促進、農業者等との直接的な情報提供・収集、農業分野における用語・データ形式の統一（データの標準化）、農業関係情報の二次利用可能な形での公開（オープンデータ化）、デジタル地図を用いた農地情報の一元的管理や効果的な活用方法を検討し、実行する。

農業現場における取組を含め、デジタル技術を活用した様々なプロジェクトを「農業DX構想」（仮称）として取りまとめ、デジタル技術の進展に合わせて随時プロジェクトを追加・修整しながら機動的に実行し、デジタル技術を活用し、自らの能力を存分に発揮して経営展開できる農業者が大宗を担う農業構造への転換を目指す。

○不動産登記法

（目的）

第一条 この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。

（地番）

第三十五条 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域（第三十九条第二項及び第四十一条第二号において「地番区域」という。）を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならない。

（登記事項証明書の交付等）

第百十九条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。

3～5 （略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

（定義）

第二条 （略）

2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

3・4 (略)

5 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。

6～11 (略)

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

(意見の陳述)

第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関し意見を述べることができる。

○農林水産省設置法

(所掌事務)

第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十四 (略)

二十五 農業経営の改善及び安定に関すること。

二十六～二十八 (略)

二十九 農地制度に関すること。

三十 農地の権利移動その他農地関係の調整に関すること。

三十一・三十二 (略)

三十三 農業保険、森林保険並びに漁船損害等補償及び漁業災害補償に関すること。

三十四～三十九 (略)

四十 中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するための支援に関すること。

四十一～八十六 (略)

○農地法

(農地に関する情報の利用等)

第五十一条の二 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、その保有する農地に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用し、又は相互に提供することができる。

2 都道府県知事、市町村長及び農業委員会は、その所掌事務の遂行に必要な限度で、関係する地方公共団体、農地中間管理機構その他の者に対して、農地に関する情報の提供を求めることができる。

(農地台帳の作成)

第五十二条の二 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。

一 その農地の所有者の氏名又は名称及び住所

二 その農地の所在、地番、地目及び面積

三 その農地に地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、これらの権利の種類及び存続期間並びにこれらの権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びに借賃等（第四十一条第二項において読み替えて準用する第三十九条第一項の裁定において定められた補償金を含む。）の額

四 その他農林水産省令で定める事項

2～4 (略)

(農地台帳及び農地に関する地図の公表)

第五十二条の三 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進を図るため、第五十二条の規定による農地に関する情報の提供の一環として、農地台帳に記録された事項（公表することにより個人の権利利益を害するものその他の公表することが適当でないものとして農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- 2 農業委員会は、農地に関する情報の活用の促進に資するよう、農地台帳のほか、農地に関する地図を作成し、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 3 （略）

○農地法施行規則

（農地台帳の記録事項）

第百一条 法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号
- 二 その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあつては、当該権利が次のいずれに該当するかの別
 - イ 法第三条第一項の許可を受けて設定又は移転されたもの
 - ロ 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定又は移転されたもの
 - ハ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの
 - ニ イからハマまでに掲げるもの以外のもの
- 三～五 （略）
- 六 その農地が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の四第一項本文又は第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けているかどうかの別
- 七 （略）
- 八 その他必要な事項

（公表することが適当でない事項等）

第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 市街化区域内にある農地 全ての事項
 - 二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項
- 2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- 一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。

二 公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。